

市長交際費の公表に関する要綱（平成16年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市情報公開条例（平成10年条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第18条の規定に基づき、市長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公表する内容）

第2条 市長交際費の公表は、次に掲げるものについて行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

2 前項の規定にかかわらず、情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報に該当する場合は、その内容を公表しないものとする。

（公表の時期及び方法）

第3条 市長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

2 市長交際費の公表は、その内容を柏崎市のホームページに掲載するとともに、総務課において閲覧に供することにより行うものとする。

（支出区分）

第4条 第2条第1項第1号に規定する支出区分は、支出の内容により次のとおり分類する。

支出区分	説 明
弔慰	市政関係者及びその親族に対する香典、供花、電報等に係る支出
見舞い	市政関係者の病気等に対する見舞金、災害時における義援金等に係る支出
お祝い	各種記念式典、行事等に際しての祝儀、清酒、電報等に係る支出
激励金	各種国際大会、海外青年協力隊への参加に対する激励金に係る支出

会費等	各種会議、会合、研修会、交流会等への参加費、又は飲食を伴う会合等に招待され出席するときに会費相当として提供する清酒等に係る支出
賄費	来客に対する飲食等のもてなし、意見交換や情報交換、各種交渉に伴う飲食等に係る支出
賛助金等	公益性が高く趣旨に賛同できる事業等への賛助金、公益性のある各種大会等に対する協賛金、市長賞の提供、協賛広告等に係る支出
贈答	市政運営上必要な相手への贈答又は親善交流等に伴う土産等に係る支出
その他	上記以外で社会通念上妥当と認められる支出

(支出基準)

第5条 前条に規定する支出区分に対応する基準は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に支出のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に支出のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に支出のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に支出のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施し、同日以降に支出のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から実施し、同日以降に支出のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施し、同日以降に支出のあったものについて適用する。

## 別表（第5条関係）

### 市長交際費支出基準

#### 1 弔慰・見舞い

別に定める弔慰内規による。

#### 2 お祝い

1件10,000円以内で相当と認められる額又は清酒5本以内で相当と認められる本数とする。ただし、慶事等の内容を考慮し、この額等により難い場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額とする。

#### 3 激励金

対象者は国際大会に出場する個人、団体及び青年海外協力隊参加者等とする。個人については10,000円、団体については1団体50,000円を限度とする。

#### 4 会費等

各種会議等への出席に要する費用について、現に定められた額とする。ただし、会費が明記されていない場合は、会費相当分として清酒2本とする。

#### 5 賄費

市長又は副市長が行政上必要な外部との意見交換又は交渉のため要する経費とし、酒席の伴う会食は一人当たり8,000円（都内10,000円）、酒席の伴わない会食は一人当たり4,000円（都内5,000円）を限度とする。ただし、内容を考慮し、この額によりがたい場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額とする。

#### 6 賛助金等

各種事業への賛助金及び各種大会等への協賛金は1件につき10,000円以内とし、協賛広告は1件につき15,000円以内とする。

#### 7 贈答

贈答品は1件につき10,000円以内、土産品は1件につき5,000円以内とし、産業立地特任大使取扱要綱に規定する産業立地特任大使に対する贈答品は、一人につき年2回までとする。ただし、内容を考慮し、この額又は回数により難い場合は、社会通念上妥当と認

められる範囲内で、現に必要とする額又は回数とする。

#### 8 その他

上記以外で社会通念上妥当と認められる経費で、現に必要とする額とする。

備考 この基準は、一般的な支出金額を示したものであり、この基準によることが適当でない事例が生じた場合は、別途協議し決定する。